

規定により決定された」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五條第一項の規定により指定された」に改める。

（鳥取県海岸法施行細則の一部改正）

第二條 鳥取県海岸法施行細則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

「二五円 「四〇円

三五円 六〇円

四〇円 六〇円

八円 一五円

別表中 一〇円 を 二〇円 に改める。

一五円 二五円

二〇円 三〇円

七〇〇円 八〇〇円

二五〇円 「三〇〇円」

別表の備考の一中「都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二條の規定により決定された」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五條第一項の規定により指定された」に改める。

（河川法施行細則の一部改正）

第三條 河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表の備考の一中「都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二條の規定により決定された」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五條第一項の規定により指定された」に改める。

「二五 「四〇

三五 六〇

四〇 六〇

八 一五

別表第二の三の表中 一〇 を 二〇 に改める。

一五 二五

二〇 三〇

七〇〇 八〇〇

二五〇 「三〇〇」

附 則

（施行期日）

1. この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2. この規則の施行前に採取の許可を受けた者に係る採取料については、

なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第二百一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十條第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	不合格点数
数硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇
熔成りん肥	信越化学工業株式会社	三	〇
沈でんりん酸石灰	新田ゼラチン株式会社	三	〇
混合りん肥	小野田化学工業株式会社	三	〇
〃	西武化学工業株式会社	三	〇
セメント副産 加里肥料	宇部興産株式会社	三	〇
魚荒かす粉末	株式会社中田商会	三	〇
〃	大協肥料株式会社	三	〇
蒸製骨粉	天狗中田産業株式会社	三	〇
大豆油かす粉末	不二製油株式会社	三	〇
大豆油かす粉末	加藤製油所	三	〇
なたね油かす粉末	熊沢製油株式会社	三	〇
〃	日本興油株式会社	三	〇
〃	日清製油株式会社	三	〇
わたみ油かす粉末	岡村製油株式会社	三	〇
ひまし油かす粉末	丸全製油株式会社	六	〇
〃	摂津製油株式会社	三	〇
米ぬか油かす粉末	築野食品工業株式会社	三	〇
〃	加藤製油所	三	〇
〃	小川製油所	三	〇
第一種混合 有機質肥料	株式会社中田商会	三	〇
第一種複合肥料	関西日産化学工業株式会社	一五	〇

〃	中菱肥料株式会社	三	三
〃	大東肥料株式会社(大阪)	三	〇
〃	東亜合成化学工業株式会社	一	〇
〃	光興業株式会社	六	〇
〃	昭和電工株式会社	三	〇
〃	片倉チツカリン株式会社	九	〇
〃	住友化学工業株式会社	八	〇
〃	石原産業株式会社	一〇	〇
〃	三井東圧化学株式会社	三	〇
〃	守部興産株式会社	九	〇
〃	セントラル硝子株式会社	六	〇
〃	窒燐加肥料工業株式会社	三	〇
〃	九州化学工業株式会社	三	〇
〃	宇部化成肥料株式会社	六	〇
〃	協和醸酵工業株式会社	六	〇
〃	鳥取県経済農業協同組合 連合会	一	二
〃	倉吉市農業協同組合	六	〇
〃	大栄町農業協同組合	三	〇
〃	北条町農業協同組合	三	〇
〃	赤碓町農業協同組合	三	〇
〃	名和町農業協同組合	三	〇
〃	東郷農業協同組合	三	〇
〃	逢坂農業協同組合	三	〇
〃	舎人農業協同組合	三	〇

〃	佐治村農業協同組合	三	〇
〃	関金町農業協同組合	三	〇
〃	花見農業協同組合	三	〇
〃	泊村農業協同組合	三	〇
〃	河原町農業協同組合	三	〇
〃	多木製肥所	九	〇
消 石 灰	足立石灰工業株式会社	三	一
〃	新中石灰工業株式会社	三	〇
炭酸カルシウム肥料	川鉄鋳業株式会社	三	〇
〃	近江鋳業株式会社	三	〇
〃	清水工業株式会社	三	〇
副 産 石 灰	アサヒミネラル工業株式会社	三	〇
けい酸質肥料	三栄鉄工株式会社	六	〇
〃	川鉄鋳業株式会社	六	〇
〃	鋼管鋳業株式会社	三	〇
〃	日の丸産業株式会社	三	〇
硫酸苦土肥料	東邦化学産業株式会社	三	〇
水酸化苦土肥料	宇部化学工業株式会社	三	〇

鳥取県告示第二百二号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年三月二十七日から施行する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。
別表

- 茨城県新治郡 同県猿島郡 同県北相馬郡 栃木県足利市 同県芳賀郡
- 同県真岡市 群馬県桐生市 同県藤岡市 埼玉県入間郡 同県岩槻市
- 同県深谷市 同県比企部 山梨県東八代郡 同県塩山市 同県山梨市
- 静岡県藤枝市 同県小笠原 三重県伊勢市 同県度会郡 兵庫県佐用郡
- 同県多可郡 同県西脇市 同県加西市 岡山県赤磐郡 同県浅口郡 愛媛県越智郡 同県八幡浜市 佐賀県佐賀郡 大分県大分郡 宮崎県児湯郡

鳥取県告示第二百三号

日野郡日野町下黒坂入会林野整備組合代表者日野町大字下黒坂一四五番地梅林駿一から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十五年三月十九日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
下黒坂入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年三月二十七日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林部林務課及び日野町役場

四 異議の中出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取県模範林地指定要綱(昭和二十七年九月鳥取県告示第四百四十八号)

二 鳥取県林業技術普及モデル村設置要綱(昭和二十八年三月鳥取県告示第一百十六号)

鳥取県告示第二百五号

法勝寺南土地改良区から申請のあつた土地改良(法勝寺地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月十八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六号

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良(別府地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良(山田地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八号

若桜町長から申請のあつた町営土地改良(若桜地区農地造成)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九号

米子市富益町千三百八十五番地吉岡幸雄ほか二百三十四人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(富益地区かんがい排水)事業に

ついで、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年三月十七日から用途廃止した。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市米田町字西田井一四九ノ一番地先から一五〇ノ一番地先まで		四五・六一	水路敷

鳥取県告示第二百十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年三月十七日から用途廃止した。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡大山町大字赤松字川端一、九六七番地から字按ヶ原二、一六八番地先まで		七、〇四二・五二	水路敷

鳥取県告示第二百十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年三月十七日から用途廃止した。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉成字内記川七四七ノ一番地先から七四八ノ一番地先まで		六三・九四	水路敷
七四七ノ二番地先から七四七ノ七番地先まで		三三・四五	"

鳥取県告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称 鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画道路事業二等大路第二類第一号末広掛出線
- 三 事業施行期間 昭和四十一年四月二十八日から昭和四十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 鳥取県寿町、樋屋町、鍛冶町及び元大工町

鳥取県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称 羽合町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 羽合都市計画道路事業二等大路第二类第一号温泉湖岸線及び二等大路第三類第一号久留東郷湖線
- 三 事業施行期間

- (一) 二等大路第二类第一号温泉湖岸線
 - 昭和四十年十一月二十九日から
 - 昭和四十九年三月三十一日まで
- (二) 二等大路第三類第一号久留東郷湖線
 - 昭和四十年十一月二十九日から
 - 昭和四十九年三月三十一日まで

四 事 業 地

- (一) 二等大路第二类第一号温泉湖岸線
 - 東伯町羽合町大字上浅津字宮ノ木、字二ノ宮ノ本、字石指、字二ノ兩龍土、字堂ノ本、字二ノ屋敷、字中島、字二ノ中島、大字下浅津字上大坪、字下大坪、字船寄、字鍛冶屋及び大字光吉字南津
- (二) 二等大路第三類第一号久留東郷湖線
 - 東伯郡羽合町大字光吉字南津、字浅津、字鍵田、字長ヶ坪及び六反

ヶ坪

鳥取県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称 米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 米子都市計画道路事業二等大路第一類第二号米子港両三柳線
- 三 事業施行期間
 - 昭和四十年九月二十日から
 - 昭和四十七年三月三十一日まで

四 事 業 地

- 米子市旗ヶ崎、花園町及び立町四丁目
- 鳥取県告示第二百十六号
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、境港都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和四十五年三月二十七日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 都市計画事業の種類及び名称 境港都市計画道路事業一等大路第三類第一号下ノ川線

- 二 施行者の名称 鳥取県
- 三 事務所の所在地 鳥取市東町一丁目二〇番地
- 四 事業地の所在 境港市昭和町

鳥取県告示第二百十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年三月二十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市弥生町二七六	鳥取市松並町一丁目一三三	幅員 五・〇〇メートル
林商事 有限会社	一三四	延長 二八七・五〇メートル
代表取締役 林利夫	一三五	
	一三六	
	一三六ノ二	
	一五一ノ五	
	一五一ノ三	
	一五八ノ二	
	一五九ノ二	
	一六七ノ四	
	一六七ノ五	
	一四八	

一四八地先農道、
一六七ノ四
一五一ノ五
一五八ノ二
一五九ノ二
一六七ノ四地先水路
一五一ノ五

公 告

薬科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項に規定する鳥取県薬科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和45年3月27日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 実施期日 昭和45年4月9日 午前9時から
実地試験 昭和45年4月10日 午前9時から
学説試験
- 2 実施場所 鳥取市富安字八ヶ坪42-2
実地試験 鳥取高等歯科技工士学院
- 3 学説試験 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁第4会議室
受験願書の提出期間 昭和45年4月1日から昭和45年4月6日まで

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を定めたので、同法同条第7項の規定により、次のとおり公表する。

昭和45年3月27日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（「次のとおり」は、省略し、鳥取県農林部農政企画課、各地方農林振興局及び各市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）